

Q 傷病による休職期間の満了を理由に退職させることはできるか

A

休職制度とは、労務に従事させることが不能または不適當な事由が生じた場合に、従業員としての地位を維持しながら、就労を免除あるいは禁止するものです。

休職には、

- ① 公職への就任、組合専従、出向など、他での就労等を可能にするための「就労免除措置」を目的とするもの
- ② 私傷病等で就労不能のため長期欠勤が続く場合の、「解雇猶予措置」、「治療に専念させるための措置」を目的とするもの

等があります。

私傷病等で長期の欠勤が続く場合に、一定期間の休職を認め、休職期間が満了した時点で傷病が治らず復職できないときは、自然退職あるいは解雇とする取り扱いについては、一定の合理性があると考えられています。

私傷病等が長期間治癒せず、労務の提供ができない場合、労働者は雇用契約上の義務を果たせないこととなりますから、本来であれば解雇になります。

休職は解雇を一定期間猶予して治療に専念させ、回復の可能性を待つというものですから、休職期間満了時に復職できないのであれば、退職（解雇）はやむを得ないこととなります。

なお、傷病の「治癒」とは、「従前の職務を通常の数に行える健康状態に復したこと」であると考えらるので、従前の職務を遂行できる程度には回復していないのであれば、復職を認める必要はありません。